

第1次野洲市行政改革大綱

平成18年10月

野 洲 市

目 次

はじめに	1
行政改革の基本的な考え方	
1 行政改革の進め方	2
2 行政改革の推進期間	2
行政改革の基本的方策	
1 職員の意識改革	
(1) 職員研修の充実	3
(2) 職員の自己改革	3
(3) 職員の士気の高揚	3
(4) 改革姿勢の強化	3
2 行政運営の改革	
(1) 効率的な行政運営の推進	4
(2) 広報広聴の意見反映	4
(3) 事務・事業の改善	4
(4) 組織・機構の簡素・効率化	4
(5) スリムな職員体制の実現	4
3 財政の改革	
(1) 歳出の削減	4
(2) 歳入の確保	5
(3) 未利用地等の有効活用	5
(4) 外部委託・民営化の推進	5
(5) 公共施設の管理見直し	6
(6) 入札制度の見直し	6
(7) 効率的な予算の管理執行	6
(8) 財政状況の公表	6
4 市民との協働	
(1) 協働のまちづくりの推進	6
(2) 市民の英知の活用	6

はじめに

本市は、平成16年10月に旧野洲郡2町の合併・市制施行によって野洲市として誕生しました。

合併の理念は、「小さくとも自立する新市の創造」とし、多くの市民の皆さんとの慎重かつ活発な議論を重ねる中で新市まちづくり計画が策定され、新たなまちづくりを進めています。しかしながら、現実には市税等の歳入が毎年大きく変動する不安定な財政事情に加え、合併に伴う事務・事業の増加や地方分権の進展に向けた国による地方財政に関する三位一体の改革が推進されるなど、市の財政状況は大変厳しい状況となっています。

効果的で効率的な行政サービスを実現するためには、多様なサービスの主体となる市民の視点と納税者が納得できる税金の使い方であるかどうかという納税者の視点をこれまで以上に重視しなければなりません。

また、限られた行政資源(ヒト・モノ・カネ・ジョウハウ)を最大限に活用して、市民満足度の高い行政運営ができるようにするためには、その基盤となる職員の意識改革についても一層取り組んでいく必要があります。

これまでの行政改革は、財政健全化を軸に取り組んできましたが、その手法や発想は、国や県の施策や事例に追従していたものが多く、本市の行政運営も国や県への依存体質から脱却していない状況にあります。

このため、平成18年6月に市民からなる「野洲市行政改革推進委員会」を新たに設置し、行政改革の推進のための方策等についてご意見をいただきました。その中で、「職員の意識改革」「行政運営の改革」「財政の改革」「市民との協働」の4つの視点での慎重な審議をしていただき、本年8月22日に「野洲市行政改革の推進に向けた提言」を受けました。

本市においては、この提言を受け、パブリックコメントにより市民から意見募集をし、「第1次野洲市行政改革大綱」として策定しました。この大綱は、今後実施する行政改革の基本方針と取組事項を取りまとめたものであり、この大綱を踏まえ「住民一人ひとりが輝き、一人ひとりの知恵や力が生かされ、つぼみから大輪の花が咲くオンリーワンのまち野洲市」をめざし、市民のご理解とご協力を得ながら、行政改革に積極的に取り組んでいきます。

平成18年10月

野 洲 市 長 山 崎 甚 右 衛 門

行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の進め方

行政を取り巻く環境の著しい変化に対応していくためには、これまでの行財政システムを変えていく必要があります。

これから取り組もうとする行政改革に当たっては、行政を経営的視点から見直し、行政に経営的手法を積極的に導入します。すなわち、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ）を行政の施策全体に最適に配分するとともに、市民ニーズと急激に変化する外部環境を的確に把握し、これに即応できる、より効率的な行政システムを構築するものとします。

また、そのシステムの基盤となる職員の意識改革を重要課題とし、地方分権に対応できる主体性・自主性を備えた職員を育成していきます。そして、市民との信頼関係を築きつつ、市民との協働によるまちづくりを進めていきます。

そのためには、地域活動・市民活動の活性化などにより、市民と行政の役割を補完し合うとともに、情報公開を拡大し、市民の行政への参加・参画を積極的に推進していきます。

これらを推進することで、市民一人ひとりの活動を通じ、心にゆとりを持ちつつ、住んで良かったと実感できる、活気のある野洲市にしていくことにつながるものと考えます。

なお、今後の改革を着実に推進するため、常に改革を進められるような体制を構築し、本大綱の進捗状況の管理を行うとともに、社会・経済状況の変化を踏まえ、逐次見直しを行っていきます。

2 行政改革の推進期間

この大綱に定める事項については、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画として推進するものです。なお、この大綱に定めのない事項についても、改革の必要に応じて、積極的に対応していきます。

行政改革の基本的方策

本市の行政改革については、次の4つの区分により実行していきます。

1 職員の意識改革

(1) 職員研修の充実

今日の市民ニーズや行政課題に的確かつ効率的に対応していくためには、政策形成能力や地域との調整能力を備えた質の高い人材の育成が今まで以上に重要となっています。このことから、研修による直接的な能力開発だけでなく、自己啓発に対する意欲を高める職場環境づくりや、民間の柔軟な発想を取り入れた研修体制を整備します。

(2) 職員の自己改革

幹部職員のリーダーシップにより、職員一人ひとりが全体の奉仕者であるという自覚と高い倫理観を持つとともに、常に問題意識やコスト意識を持ち、新たな課題に挑戦する職員の自己改革を促進します。

(3) 職員の士気の高揚

職員としての士気を高め、職場の活性化を促すため、職員の職責や努力の成果を正しく評価するシステムを再構築し、職階と給与の処遇改善に努めます。

(4) 改革姿勢の強化

今後の行政改革に当たっては、全職員が一丸となって、改革に向け厳しい姿勢で取り組みます。

2 行政運営の改革

(1) 効率的な行政運営の推進

限られた収入の中で市民の満足度を最大化するため、市民のニーズを把握しつつ、費用対効果を重視し、収入に応じて支出を構成する行政運営に転換していきます。

また、これらの実効性を高めるために、「行政評価システム」による施策の効果的かつ効率的な推進を図るとともに、併せて、それと連動した予算システムを導入します。

(2) 広報広聴の意見反映

これまで広報広聴で聴取した市民・企業・団体等の貴重な意見や意向をデータベース化等により体系的に整理し、これを予算に反映させるシステムを構築します。さらに、個々の事業の執行等に当たっても、できるだけ市民の意向を広く調査・把握したうえで、事業の執行等を行います。

(3) 事務・事業の改善

常に事務・事業の改善を行う体制を整備し、経営的な視点を加え、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）というPDCAサイクルに基づき不断の点検を行い、行政を運営するマネジメントシステムを導入します。その監査機能についても充実します。

また、改善に当たっては、進捗管理を行うシステムを整備し、定期的に改善を行います。また、IT技術の活用や民間の手法を取り入れた職員の改善提案制度の導入により事務・事業の効率化を進めます。さらに市民の利便性の向上を図るため、ワンストップサービスに向けて業務を改善します。

「ワンストップサービス」とは、1つの窓口でさまざまなサービスを、複合的に提供することをいいます。

(4) 組織・機構の簡素・効率化

執行体制を見直し、組織・機構をスリム化するとともに、地方分権時代に則した適材適所や専門性に配慮した人員体制にします。また、企業誘致の推進など、重点施策に応じた機動力を備えた組織の見直しを行います。

(5) スリムな職員体制の実現

今後10年以内に50歳代の職員の大量退職など職員の約4分の1が退職するため、職員の年代構成の平準化を考慮しながらも、早期に定員適正化計画を見直し、嘱託職員も含めた職員数の削減を行い、スリムな体制を実現します。

3 財政の改革

(1) 歳出の削減

人件費については、正規職員や嘱託職員を削減するとともに、特殊勤務手当をはじめとする職員手当を見直すことにより、総人件費の抑制を図ります。公債費については、数値目標に基づく市債の借入れを抑制するとともに、扶助費については、給付方法等について見直しを行います。また、補助金については、

その必要性や事業効果等を精査するとともに、ゼロベースからの交付方法を検討します。

公共事業費については、公共事業の投資効果や後年度負担を十分考慮して事業の選択を行うとともに、コストの削減に努めます。光熱水費や消耗品費等の物件費その他の経費についても過去の経緯や実績にとらわれることなく精査し、徹底した削減を行います。

(2) 歳入の確保

収納率の向上

自主財源の確保と負担の公平性の観点から収納率向上を図るため、新たな徴収システムの構築をめざします。また、市民の納税意識の高揚に努めるとともに、市税等に滞納がある者に対しては、実状に応じて法的な措置等の対策を講じるほか、行政サービスの給付制限についても検討します。

受益者負担の適正化

「経営」の観点からサービスの提供に係るコストを縮減するとともに、料金を民間・他団体・国の基準等と比較しながらコストとのバランスを欠いているものは均衡を図るよう見直します。また、同種・類似のものについて、利用者の負担水準に格差があるものは見直します。

市税の確保

近隣市との比較を行い、税率の改定や新たな税収の確保について検討します。

(3) 未利用地等の有効活用

市有財産の利用計画や利用状況を見直して、土地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図るとともに、活用できない土地については、積極的に売却します。

また、将来事業化が予定されているが当面は利用されない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

(4) 外部委託及び民営化の推進

業務委託の推進

事務・事業全般の総点検を行い、費用対効果に留意しながら業務の外部委託を積極的に推進します。既存業務については、集約化や省力化を図ります。

指定管理者制度及び民営化の推進

市民サービスの向上や効果的・効率的な施設管理が可能な公の施設につい

ては、積極的に指定管理者制度を導入するとともに、公募を拡大します。また、公共施設の民営化についても、その可能性を検証したうえで推進します。

(5) 公共施設の管理見直し

長期的な視野から計画的に修繕を加えることにより、総コストの縮減化に努めるとともに、施設の延命化を図ります。

また、利用率の少ない施設や設置した意義が薄れてきている施設、類似施設などについては、利用実態や地域性を考慮し、縮小・統合・休止・廃止を検討します。

(6) 入札制度の見直し

これまでの入札制度の改善を図るため、新たな制度を検討し、より一層透明性、競争性、効率性を高めます。

また、諸手続の簡素・合理化のため、電子入札の導入を検討します。

(7) 効率的な予算の管理執行

予算の効率的な管理執行を図るため、使い切り予算の体質を改め、民間等のノウハウを活用した経営手法を取り入れることにより、既存の予算管理体制を見直します。

(8) 財政状況の公表

本市の財政状況を分かりやすく分析した資料を公表し、資産や負債などの財政状態や、行政運営に係るコストを明らかにします。また、行政改革の推進に向けた数値目標等を設定し、それを市民に公表することにより理解と協力を求めます。

4 市民との協働

(1) 協働のまちづくりの推進

市民は、まちづくりへの関心や知識を深め、主体的にまちづくりに参加する意欲を持つことが大切です。また、企業は、地域での企業活動を通じて社会的な役割を果たすと同時に、専門的な知識や技術をまちづくり活動に生かすことが求められています。行政は、これらの市民参加の体制づくりを支援し、市民や企業のまちづくり活動を支援するとともに、それらの活動によって示されたまちづくりの方策を実施する役割を担っています。

このような市民・企業・行政の役割を明確にしながら、パートナーシップを形成し、互いに協働しあいながらまちづくりを進めます。

(2) 市民の英知の活用

市民一人ひとりや自治会・NPOなどの市民団体、企業・事業所の知恵や力を市政の運営や市民サービスの提供に役立てるため、政策立案の段階から市民の参加を求め、市民が市政に参画できる基盤を整えます。



第1次野州市行政改革大綱

【推進期間】平成18年度～平成22年度

